

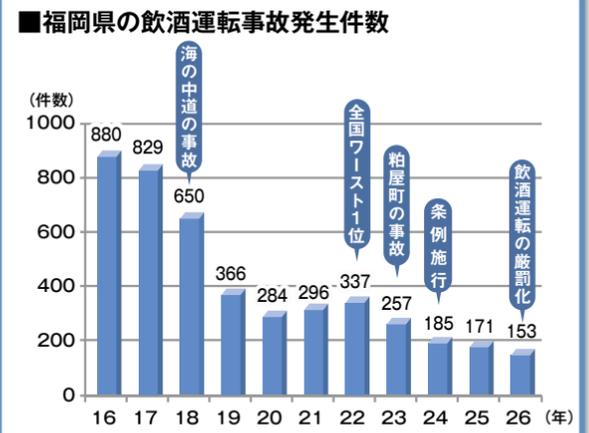
飲酒運転撲滅条例を改正しました!

(正式名称:福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例)

福岡県では、平成22年の飲酒運転事故件数が337件と全国最多、平成23年は257件でワースト2位と全国最悪水準が続き、若い命が犠牲になるなど大変痛ましい事故が相次ぎました。そのため福岡県議会では、会派を超えた議員提案により全国初の罰則付きの「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を制定しました。この条例は、平成24年4月に一部が施行、同年9月には罰則に関する規定を含め全面施行されています。

本条例の制定・施行後の飲酒運転事故件数は、平成24年は185件で全国ワースト10位、平成25年は171件で同9位、平成26年は153件で同11位と件数の減少こそありますが、平成26年における飲酒運転による検挙数は1,191件もあり、県民の生命と安全が脅かされている状況が依然としてあることから、平成26年10月2日に設置した「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例見直し調整会議」において、同条例の改正に向けて鋭意検討を重ねてきました。

平成27年2月24日、飲酒運転で検挙された者には、全て初回からアルコール依存症に関する診断等の義務づけを行うこと、これに伴い受診等をしやすい環境づくりを行うこと、飲酒運転を目撃した場合の警察官への通報を全ての県民に対し努力義務とすること、などを盛り込んだ同条例の改正を行いました。



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例改正のポイント

I アルコール依存症に関する受診義務及び違反者に対する指導の強化

カッコ書きは条例施行日

道路交通法に違反して飲酒運転で検挙された者には、全て初回からアルコール依存症に関する診断又は飲酒行動に関する指導を義務づけ(9月21日)

II 受診義務者の義務履行の促進

- ① 指定医療機関の数の拡大(4月1日)
- ② 受診しやすい環境づくり(4月1日)

III 飲酒運転防止教育の強化

- ① 教育関係者に対する本条例及びアルコール健康障害対策等に関する知識の習得の徹底
- ② 飲酒運転に関する社会教育の推進(4月1日)

IV 通報義務の拡充

全県民に対し、飲酒運転を目撃した場合に警察官へ通報することを努力義務とする規定を新設(4月1日)

V 優れた取組の普及

飲酒運転撲滅活動に関する優れた取組を広め、一般的なものとするための取組について規定(4月1日)



条例の本文は、福岡県議会のホームページをご覧ください。

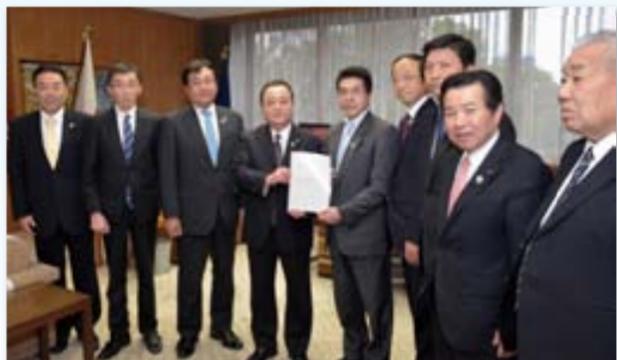
■ 飲酒運転撲滅条例の見直し

10月2日に設置した「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例見直し調整会議」を8回開催し、鋭意検討を重ねました。



■ 加地邦雄議長へ答申

2月16日、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例見直し調整会議」は、条例の改正案を加地議長に答申しました。



■ 議場での提案理由説明

本条例は、県民の責務を定めており、県民生活に深く関わり、その協力を求める必要があるものです。そこで、2月24日の提案にあたり、野原隆士議員が議場において提案理由の説明を行いました。



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例見直し調整会議 委員名簿

自民党県議団(座長)	樋口 明	厚生労働環境委員長	原竹 岩海
民主・県政県議団	川崎 俊丸	新社会推進商工委員長	宮浦 寛
公明党	大塚 勝利	文教委員長	津田 公治
緑友会	出利葉史郎	警察委員長	野原 隆士